

10月から通知開始！

1 通知カード

- ◆10月から、みなさんの住民票の住所にマイナンバー(個人番号)の通知カードが送られます。
- ◆行政機関などでマイナンバーの提供を求められたときに利用します。大切に保管してください。
- ◆通知を確実にお受け取りいただくため、今お住まいの住所と住民票の住所が異なる方は、住所変更の手続きをお願いします。
- ◆長期間にわたって医療機関・施設に入院・入所している方、その他やむを得ない理由があると認められる方は、通知カードを居所で受け取れる場合があります。該当する方は、住民票のある市町村に申請書を提出してください。

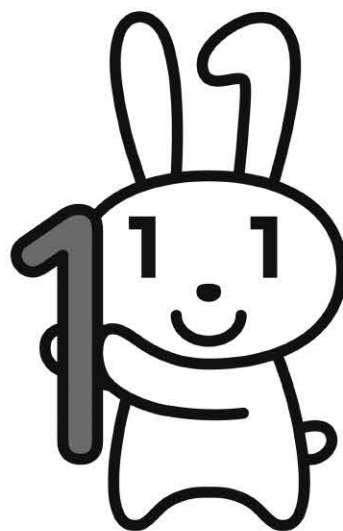
○申請期間 8月24日(月)～9月25日(金)

2 個人番号カード

さらに、希望する方は個人番号カードが取得できます。

- ◆10月から申請することができ、平成28年1月から順次交付されます。
- ◆通知カードと一緒に、個人番号カードの交付申請書が送付されます。
- ◆個人番号カードには、氏名・住所・生年月日・個人番号・有効期限等が記載され、本人確認書類として利用できます。
- ◆e-Tax等の電子申請などが行える電子申請書が標準搭載されます(5回目の誕生日まで有効)。
- ◆初回発行手数料は無料です(電子証明書代含む)。
- ◆個人番号カードは、10回目の誕生日まで有効です(未成年者は5回目の誕生日まで)。

マイナンバー制度
あなたのマイナンバーが
通知されます



3 結婚や引越しなどをしたとき

- ◆結婚などで氏名が変わるとき、また引っ越しなどで転入届や転居届をしたときは、通知カードまたは個人番号カードの記載内容が変更となります。市町村の窓口で通知カードまたは個人番号カードを提出して、記載内容の変更手続きを行ってください。



4 個人番号カードと住民基本台帳カードについて

- ◆平成27年12月で、住民基本台帳カードの発行・交付が終了します。
最終受付予定日 平成27年12月4日(金)
- ◆住民基本台帳カードをお持ちの場合、カードに書かれた有効期間までは、引き続きご利用いただけます。
- ◆住民基本台帳カードをお持ちの方が、個人番号カードを取得した場合は、住民基本台帳カードを廃止・回収します。

5 住民基本台帳カード向け公的個人認証サービスをご利用の方へ

- ◆住民基本台帳カード向け公的個人認証サービス電子証明書の有効期間は3年です。
- ◆住民基本台帳カード向け公的個人認証サービス電子証明書発行、更新業務の終了予定日
平成27年12月22日(火)
住民基本台帳カード向け電子証明書の発行及び更新をご希望の方は、早めのお手続きをお願いします。
- ◆e-Taxなどで引き続き公的個人認証を利用したい場合には、住民基本台帳カードから個人番号カードの取得に切り替えてご利用ください。

※お問い合わせは、町民課総合窓口・戸籍年金担当(☎2-4294)まで